

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第46号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成22年12月20日 16時05分ごろ
発生場所	香川県坂出市小瀬居島北方沖 小瀬居島灯台から真方位041° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 23.8′ 東経133° 52.5′)
事故等調査の経過	平成23年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 伸陽丸、199トン 136531、麗澤海運株式会社 B 漁船 長裕丸、4.73トン KA3-15990（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 引き綱及び漁網に切損、ネットローラードラム側板に曲損等
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、備讃瀬戸東航路を水島航路三ツ子島管制信号所寄りの北備讃瀬戸大橋橋梁を船首目標として約11.4ノット（kn）の速力（対水速力、以下同じ。）で西進中、船長Aが操舵室左舷側の本棚付近で書類整理に専念していた。 船長Aは、本事故発生直前、漁具を引いているB船を初認して機関を停止して左舵一杯としたが、平成22年12月20日16時05分ごろ、小瀬居島北方沖において、A船球状船首とB船漁具とが接触し、同漁具に損傷を与えた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、備讃瀬戸東航路中央第1号灯浮標の北東方において投網し、同航路内を約1.5knの速力で西進して底引き網による漁ろうに従事中、16時00分ごろ、船尾方向から自船に接近するA船を初認した。 船長Bは、A船が、漁ろうに従事しているB船に気付き、避航してB船の左舷側を航過するものと思っていたところ、B船の船尾から約100mにまで接近したので手を振って注意を促したが、A船が衝突のおそれがある態勢のまま接近を続けたので引き綱を延ばして右に転舵したが、A船球状船首とB船の船尾から約50m付近の引き綱（直径約20mm）とが接触し、同綱が切断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期 潮流 東流約0.1kn 日没時刻：16時56分ごろ

<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、備讃瀬戸東航路の小瀬居島北方沖を西進中、船長Aが操舵室左舷側の本棚付近で書類整理に専念していたことから、見張りを行っておらず、衝突直前にB船に気付いたが、B船の漁具（引き綱）と衝突して切断したものと考えられる。</p> <p>B船は、備讃瀬戸東航路の小瀬居島北方沖において底引き網を引いて西進して漁ろうに従事中、船長Bが船尾方向から接近するA船を視認し、A船が避航せずに接近することから、引き綱を延ばして右舵をとったが、漁具（引き綱）とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、備讃瀬戸東航路の小瀬居島北方沖において、A船が西進中、B船が底引き網を引いて西進して漁ろうに従事中、船長Aが見張りを行っていなかったため、A船とB船の漁具が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	